（様式５）

# 従業員数証明書様式

**従業員数証明書**

一般社団法人工業製品製造技能人材機構 殿

当社の　20　　　年　　　月　　　日時点における常時使用する従業員数について、下記のとおり証明します。

記

１．常時使用する従業員数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 人 | * 本書類作成日の直近１年以内の人数に限ります。
* 特定技能所属機関（事業所）の従業員数ではなく、企業全体の従業員数です。
 |

２．添付書類
（直近で省庁提出済の以下書類（写）を参考資料として添付（いずれか1点））

|  |  |
| --- | --- |
| **選択（〇を記入）** | **添付書類名** |
|  | 労働保険　概算・増加概算・確定保険料申告書（写） |
|  | 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写） |

|  |  |
| --- | --- |
| 作成日 | 20　　　　 年 　　　　月　　　 日 |
| 特定技能所属機関名（企業名・工場名） |  |
| 企業の代表者（役職 氏名） |  |

以上

# **書き方（例）**

**【記入時の注意】**

**証明日：**

本書類作成日の直近１年以内に限ります。

**常時使用する従業員数：**

　記載した証明日時点での従業員数を記入してください。

**添付書類：**

添付する参考資料に〇を付します。

**作成日：**

　本書類の作成日をご記入ください。

**特定技能所属機関名：**

　　事業所（工場）名を明記してください。

**企業の代表者（役職 氏名）：**

　　印字（PCで作成し出力等）で構いません。押印は不要です。

当社の　20　**○○**年　**○○**月　**○○**日時点における常時使用する従業員数について、下記のとおり証明します。

記

１．常時使用する従業員数

|  |  |
| --- | --- |
| **00** | 人 |

２．添付書類
（直近で省庁提出済の以下書類（写）を参考資料として添付（いずれか1点））

|  |  |
| --- | --- |
| **選択（〇を記入）** | **添付書類名** |
| 　**〇（どちらか）** | 労働保険　概算・増加概算・確定保険料申告書（写） |
| 　**〇（どちらか）** | 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写） |

|  |  |
| --- | --- |
| 作成日 | 20　　●●年 　　●●月　　●●日 |
| 特定技能所属機関名（企業名・工場名） | **○○株式会社****○○工場** |
| 企業の代表者（役職 氏名） | **代表取締役　経済 太郎** |

**◆当データをPDF形式のファイルとして書き出し、**

**入会申込みフォームに添付（アップロード）して提出ください。**

**＜PDFでの保存方法＞**

⑴ データを添付・記載したシートを表示させ、左上の「ファイル」タブを選択

⑵ 「名前を付けて保存」を選択し、保存したいフォルダを選択

⑶ 「ファイルの種類」で「PDF」を選択し、PDF形式で保存

※「保存」の前にPDFに変換する範囲などを指定したい場合は「オプション」から設定

# **従業員数について（留意事項）**

１．報告対象について

* 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「JAIM」という。）への入会単位は事業所（工場）ごとですが、年会費確定に係る「常時使用する従業員数」は企業全体の従業員を指します。そのため、複数事業所を有する企業で、JAIMに入会しない事業所がある場合でも、企業全体の従業員数が報告対象となります。

２．従業員数を証明する日について

* 従業員数は、提出日の直近１年以内の人数で、添付する証跡と一致させてください。

３．「常時使用する従業員」の定義について

* 中小企業庁HP「中小企業・小規模企業者の定義」、「中小企業の定義に関するよくある質問」のQ3をご参照ください。
（<https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html#q3>）

|  |
| --- |
| Q３：中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。また、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当するか教えてください。 |
| A３：中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。具体的には参考をご参照ください。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断されると解されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

|  |
| --- |
| ＜参考　労働基準法（昭和22年法律第49号）＞（解雇の予告）第20条　使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。二、前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。三、前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。第21条　前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。一、日日雇い入れられる者二、2箇月以内の期間を定めて使用される者三、季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者四、試の使用期間中の者 |

 |